

宮古島市文化財保存活用地域計画(案)に関するパブリックコメント実施結果

1. 実施状況

- (1) 意見募集期間 令和7年6月26日(木)～令和7年7月25日(金)
- (2) 意見の提出方法 郵送、ファックス、電子メールまたは持参
- (3) 計画案の公表方法
 - 【閲覧・配架】生涯学習振興課 窓口(市役所庁舎3階)
 - 【インターネットによる公表】市公式ホームページ

2. 実施結果

- (1) 意見の提出数 1件
- (2) 内訳

① 提出方法

郵送	ファックス	電子メール	持参
0	0	0	1

② 住所

市内	市内事務所	市内勤務	市内通学	その他
1	0	0	0	0

3. 提出意見と回答

No	提出意見	回答
1	<p>ヤシガニについて記述がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生長が極めて遅いため、養殖が困難 ・価値(価格)がサイズに関係するため大型個体が減っている ・自然海岸の改変により繁殖場所や小型個体の生息が減っている <p>宮古島市ヤシガニ保護条例があることは知っているが、各国では乱獲でいなくなってしまう例もあるようであるし、以前より見かけなくなってしまって、見かけても小さく、心配している。</p>	<p>ヤシガニは指定文化財ではありませんが、絶滅危惧種であり、また、指定文化財であるミヤコサワガニやキシノウエトカゲなど、他の希少種とも生息域が重複するであろうことから、動物やその生息域の保全は大切なことだと考えております。</p> <p>そのため、本計画にヤシガニの記載はありませんが、指定文化財を含めた希少動物の保全ため、関係部署や関係団体との協議や調整等を含めた個別の施策にて取り組んでまいります。</p>